国連人権理事会の UPR (普遍的・定期的審査) の 第3回対日審査をめぐって

On Japan's Third Universal Periodic Review (UPR) of the UN Human Rights Council

椎 野 信 雄*

Nobuo Shiino

Abstract

The United Nations Human Rights Council (in Geneva, Switzerland) introduced a "universal / periodic review" system in 2008. This is a framework for universally periodically reviewing the human rights records of all Member States of the United Nations (193 countries), every 4 years. The mechanism is based on equal treatment for all countries with (interactive) dialogue and cooperation as the basic principle. It is said to be not a condemnatory system. The third cycle has started since 2017. The Japanese government undertook the first UPR review in 2008, the second review in 2012, and the third review of the third cycle in 2017. This paper examines the trends of Japan's national policy of human rights by seeing the Japan's responses to the 217 recommendations received during the third UPR.

1. はじめに

国連の人権理事会(スイス・ジュネーブ)は、2008年から「普遍的・定期的審査」制度¹を導入した。これは、国連の加盟国(193 カ国)全でを審査対象として、加盟国の人権記録状況を普遍的に定期的に(4年(半)ごとに)審査(レビュー)する枠組みである。国家による相互審査である。審査は、(双方向的な)対話と協力を基本理念として、糾弾的な制度ではないとされている。2017年よりは、第3サイクルが開始されている。日本国政府は、2008年に UPR第1回審査を、そして 2012年に第2回審査を、そして第3サイクルの第3回審査を 2017年に受けた。本稿は、この第3回対日審査における日本国の対応を見ることによって、日本国政府の人権政策の趨勢を検討するものである。

2. 第3回対日審査

日本国政府は、2017年11月6-17日の第28回会期(セッション)の第3回審査(対象国は14カ国)に先立って,日本国の人権状況に関する政府報告書²を2017年8月に提出した(8月7日締切)。審査は2017年11月14日9時—12時30分(第13回会合)に第28回普遍的・定期的審査(UPR)作業部会(Working Group)において実施された。ブラジル・スロヴェニア・スウェーデン・ウルグアイ・アメリカ・ベルギー・ドイツ・ノルウェー・ポルトガル・スペイン・イギリスから事前に質問³が提出されていた。また、37のNGOから情報提供があった。(第2回目は30のNGO、第1回目は23のNGOからの情報提供であった。)第3回対日審査作業部会の冒頭において、日本国

^{*} 文教大学国際学部教授

政府代表(岡村善文・人権担当大使)によるス テートメント (発言) があり、さらに最後にお いて総括発言(クロージング・リマークス)が あった。106 カ国の代表から合計 218 の勧告が 出された (第1回は26の勧告、第2回は174 の勧告であった。つまり第2回より25%増と なった)。作業部会(トロイカ国は、ベルギー・ カタール・トーゴ)は、審査の作業部会報告 書 4 を 2017 年 11 月 16 日 17 時 30 分 (第 17 回 会合) に採択した。その後、2018年3月に第 37 回人権理事会本会合(2.26-3.23)で、結果文 書5が採択された。日本国政府は、各国から出 された「勧告に対する対応 | を国連に提出した。 また 2021 年の人権理事会において UPR 第3 回日本審査のフォローアップを (自発的に) 発 表する予定である。

3. 第3回日本政府報告書

第3回 UPR 政府報告は、2012年の UPR 第2 サイクルでフォローアップを受け入れた 125 勧告の実施、国際貢献及び持続可能な開発目標 (SDGs) の実現に向けた取組等の日本における人権状況の進展に焦点を当てて作成されたそうである。日本国政府は、2017年2月にフォローアップ状況を発表している。

4. 日本国政府の過去5年の取組実績の報告

日本国政府代表は、作業部会の冒頭の発言⁷で、過去5年の人権の擁護・促進の進展状況について取組実績として以下のような条約の締結などを報告している⁸。

- (1) 4条約の締結:障害者権利条約(2014年1月)、ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)(2014年1月)、パレルモ条約(国際組織犯罪防止条約)の締結のための担保法の施行(2017年7月)、パレルモ条約および人身取引議定書の締結(2017年)。
- (2) アジア出身の人権理事会理事国としての日本国の国際的貢献における取り組み。

- (3)「女性が輝く社会の実現」(全ての女性が、自らの希望に応じ、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現)に向けた各種取り組み(「女性活躍推進法」の施行や国際女性会議(WAW!)の開催)や、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催や、誰にでも居場所がある「一億総活躍社会」の実現に向けた障害者や児童や外国人等あらゆる人々の人権の保護・促進に向けた取り組み(「障害者差別解消法」の施行 2016 年 4 月)。
- (4) 我が国における刑事司法制度(刑法の改正 2017年6月、組織的犯罪処罰法の改正2017 年6月、ヘイトスピーチ解消法の施行2016 年6月、刑事訴訟法の改正)及び代替収容制 度に関する取り組み。
- (5) 2015 年末の慰安婦問題に関する日韓合意及び合意に基づく事業(韓国政府の設立した財団への10億円の拠出)の実施。(慰安婦問題に関する日本国政府の考え方に理解や正当な評価を求めている。)(日本政府が事実調査で発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる「強制連行」や「20万人」等といった慰安婦の総数を確認できるものはない。また、慰安婦を「性奴隷」と称することは事実に反するので不適切だ、述べている。)

日本国は、「今世紀を女性の人権が傷つけられることのない時代とするため、国際社会を リードしていく」そうである。

発言において「我が国は、国連を始めとする 国際社会及び市民社会とも連携(協力)する・・・ 決意を」再確認すると述べている。日本政府は、 は2017年3月28日に一般の人々及びNGOと の意見交換会を外務省で開催した。またこれの 準備過程に市民社会をずさわせるために、外務 省のホームページを通して、一般の人々からこ の報告書に関する意見を収集した。また、日本 国政府は、人権諸条約に関する政府報告書を準 備する過程においてパブリックコメント・セッ ションや対話を開催することや、現行施策に関 する民間組織による要望を受け取ること、民間 組織の開催する協議会に出席することによって、市民社会との対話のための様々な機会を提供していると確信している。日本国政府は、NGOを含む市民社会との対話を重要視し、継続していく、と述べている。しかし、市民社会組織 NGO 側からは、たった一回の意見交換会で、市民社会組織が参加したとされ、政府報告書に NGO の意見が反映されることもなく、日本国政府と市民社会組織(NPO)の対話は十分でないと、指摘されているのである。

審査で参考資料となるのは、1)審査対象国 の政府報告書、2) 特別手続や人権条約機関な どからの報告、3) 国内人権機関、地域機関、 市民社会組織などのステークホルダーからの情 報の3つの報告書⁹である。これらの文書で取 り上げられた人権問題としては、死刑の適用、 独立の国内人権機関設置に向けたステップ、労 働市場における女性の平等確保、性的指向と性 自認を理由とするものを含む差別に対処するた めに取られた措置、子どもの性的搾取が絡む犯 罪の捜査と起訴、報道の自由の確保、放送法、 特定機密保護法、2011年の福島原発事故とそ の社会的に弱い立場にある人々の人権への影 響、「従軍慰安婦」問題解決に向けたステップ、 人種的または民族的少数者に対する差別への対 策、アイヌ、琉球、沖縄のコミュニティーの伝 統的な土地と天然資源に対する権利、亡命希望 者に関する国の政策、移住労働者の法的保護、 受刑施設の環境改善に向けて実施された措置 10 などがある。

5. 作業部会での各国の発言

対日審査作業部会では、106 カ国から発言があった。トロイカ報告国は、人権理事会本会合での「結果文書」において、218 の勧告としてまとめた。結果文書は、勧告および(または)結論と被審査国の自発的誓約から成り立っている。(この勧告には、各国の代表が取り上げないものは、国連人権機関などの報告の国連文書の収集物には記載されても、含まれないことや、

NGOからの情報の要約文書では提起されている問題も、各国の勧告発言で取り上げられないと、現れないという問題は、未だ解決されていない。)

作業部会での発言(勧告)の主なものは、日 本国の国内外における人権保護・促進の取組に ついての評価、特に障害者権利条約並びにパレ ルモ条約及び人身取引議定書の批准についての 評価、その他、具体的には、各種条約の締結・ 実施、障害者・女性の地位向上、ジェンダー平 等、子どもの保護分野、公務員への人権教育、 SDGs、途上国への支援等に関する日本の取組 等への前向きな発言があった。(確かに条約締 結には評価もあったが、国連には主要な人権条 約や選択議定書¹¹が32あり、日本国は11の 条約と3つの選択議定書しか批准していないと いうのが現実である。) 一方、反差別、死刑制 度の廃止、死刑執行モラトリアムの導入、国内 人権機関の設置、包括的差別禁止法の制定、(第 1回審査と第2回審査において、検討を約束し た) 個人通報制度(人権条約に書かれた人権を 侵害された個人が、国内の裁判などで救済され ない場合、国連の自由権規約委員会や女性差別 撤廃委員会などの機関に直接訴えて救済を求め る制度) の導入、選択議定書の批准、外国人・ 移民の権利保護 (ヘイトスピーチ問題)、移住 労働者権利条約の批准、子ども・女性分野にお ける性的搾取や人身取引へ犯罪対処の更なる取 組を促す発言が多くあった。とりわけ女性、子 ども、LGBT、人種・民族的少数者、障害者、 先住民に対する差別、性的指向を理由とする差 別の解消を求める勧告が多くあった。女性のエ ンパワーメント推進法、福祉施策の推進、歴史 認識や慰安婦問題についての発言もあった。刑 事手続や被拘禁者の処遇、福島第一原子力発電 所事故の避難者(や住民・帰還者の健康)(被 害者女性・子どもの人権保護)、メディア(報 道機関・放送局) の独立性と特定秘密保護法 (や 共謀罪)の立法(放送法の改正)、技能実習生 などの移住労働者、ビジネスと人権に関する勧 告も複数あった。原爆被爆者や核兵器禁止条約の未批准に関する勧告もあった。はじめて取り上げられた勧告としては、ビジネスと人権、メディアの独立、核兵器・被爆者の問題がある。以上の発言について、日本国政府の立場と相容れないものについては、日本国政府代表団から日本政府の立場が説明され、反論があった。勧告に法的拘束力はないが、日本国政府は勧告の受け入れについて検討し、2018年の3月までに通知するのである。

6. 106 カ国からの 218 の勧告に対する日 本国政府の対応

日本国は、2017年11月14日のUPR審査で出された217のrecommendations勧告について以下のように回答¹²した。日本国は、217の勧告を、「フォローアップすることに同意する」「支持する」勧告145と「留意する」勧告72(「部分的にフォローアップすることに同意する」・「留意する」・「受け入れない」)に分類し、フォローアップすることに同意した勧告についてフォローアップを継続する、と述べている。

6 – 1「フォローアップすることに同意する」 勧告(145)

"Accept to follow up", "support"

161.2. 個人通報を受理し検討する人種差別撤廃委員会の権能を認めることを検討すること。(カザフスタン)

161.10. 社会権規約選択議定書を署名・締結すること。 (ポルトガル)

161.11. 女子差別撤廃条約選択議定書の締結を検討すること。(ボスニア・ヘルツェゴビナ)

161.12. 女子差別撤廃条約選択議定書及び拷問等禁止 条約選択議定書の締結を検討すること。(ジョージア)

161.13. 移住労働者権利条約及び拷問等禁止条約選択 議定書の締結を検討すること。(チリ)

161.14. 女子差別撤廃条約選択議定書を締結すること。(パナマ、トーゴ、トルコ)

161.15. 女性に対する法律上及び慣習上のあらゆる差別及び固定観念と闘う措置を継続し、これに関して、女子差別撤廃条約選択議定書を締結すること。(ブラジル)

161.16. 人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑制し及び処罰するための議定書(人身取引議定書)を締結すること。(パナマ)

「我が国は議定書を締結している」

161.17. 拷問等禁止条約選択議定書の締結を検討すること。(カーボヴェルデ、ウクライナ、ウルグアイ) 161.18. 拷問等禁止条約選択議定書を可能な限り速やかに締結すること。(ガーナ)

161.19. 拷問等禁止条約選択議定書を締結すること。 (デンマーク、スペイン、トルコ、イエメン)

161.20. 移住労働者権利条約の締結を検討すること。 (ウルグアイ)

161.21. 移住労働者権利条約を締結すること。(エジプト、キルギス、セネガル、シエラレオネ、ベネズエラ)移住労働者権利条約に加入すること。 (ホンジュラス)

161.22. 移住労働者権利条約を早期に締結すること。 (グアテマラ)

161.23. 移住労働者権利条約を署名・締結すること。 (トルコ)

161.24. 移住労働者権利条約を締結し、地域の移住 労働者権利条約締約国代表との議論を拡大する目的 で関連機関と関係者間の討議を継続すること。 (イ ンドネシア)

161.25. 移住労働者権利条約及び ILO 第 189 号条約 (家事労働者の適切な仕事に関する条約) の締結に ついての真摯な検討を継続すること。(フィリピン) 161.27. 侵略犯罪に関するローマ規程の改正規定を締結すること。(リヒテンシュタイン)

161.28. 1954年の無国籍者の地位に関する条約及び 1961年の無国籍の削減に関する条約に加入するこ と。(コスタリカ)

161.29. ILO 第111号条約(雇用及び職業について の差別待遇に関する条約)の締結を検討すること。 (カーボヴェルデ)

161.32. 国連条約体の選挙に関して、国別候補の選定

に際し、オープンで業績に基づいた選定プロセスを 導入すること。(英国)

161.33. 国民の幸福と完全な人権享受のためのイニシアティブを実施するために人権理事会との協力を継続すること。(チャド)

161.34. 特に教育、健康、衛生、貧困削減に関連する 国際的関与において持続可能な開発目標の重視を継 続すること。(パキスタン)

161.35. TICAD プロセスを通じたアフリカの開発に 対する支援提供を継続すること。(シエラレオネ)

161.36. 特に SDG3 への 11 億米ドルの資金援助公約 で示されたような SDG の達成支援における主導的 役割を継続すること。(ブータン)

161.37. パリ原則に完全に適合する独立した国内人権機構の設立に向けた努力を継続すること。(ジョージア)、パリ原則に適合した国内人権機構の設立に向けた努力を継続すること。(マレーシア、カタール、ベネズエラ)

161.38. 独立性が確保されパリ原則に完全に適合する 国内人権委員会の設立に向けた努力を加速すること (豪州)、パリ原則に適合した国内人権機構の設立に 向けた努力を加速すること。(フィリピン)

161.39. 公的機関による人権侵害に関する申立てを検 討及び対応する権能、十分な財政的及び人的資源を 持ち、パリ原則に即した国内人権機構の設立に向け た必要な措置を講じること。(モルドバ)

161.40. パリ原則に適合した国内人権機構を設立するための新たな法律の起草を促進すること。(コスタリカ)

161.41. パリ原則に適合する独立した国内人権機構を設立する努力を強化すること。(ルワンダ)

161.42. パリ原則に適合した信頼できる国内人権機構を設立するために必要な措置を講じること。(ウガンダ)

161.43. パリ原則に適合する独立した国内人権機構の 設立を検討すること。 (ウクライナ)、独立した国内 人権機構の設立を検討すること。(アゼルバイジャン)、一般的に認められている原則に基づいた国内 人権機構の設立を検討すること。(エチオピア)、独立した国内人権機構を設立するための措置を講じる ことを検討すること。(インド)、パリ原則に適合する独立した国内人権機構の設立を検討すること。(アフガニスタン、パナマ)

161.44. パリ原則に適合する独立した国内人権機構を設立すること。(チリ、コロンビア、クロアチア、フィンランド、シエラレオネ)、パリ原則に即した公平な国内人権機構を迅速に設立すること。(フランス)、人権を促進・保護する国内機構の地位に関する原則に適合する独立した国内人権機構を設立すること。(グアテマラ)、パリ原則に即し、独立し公平で信頼できる国内人権機構を設立すること。(ケニア)、パリ原則に即した幅広い権限とそれに見合ったリソースを持つ独立した国内人権機構を設立すること。(ネパール)

161.45. 明確な期限内に、パリ原則に適合する独立した国内人権機構を設立し、その権限範囲に女性の権利及びジェンダー平等を含めることを確保すること。(リヒテンシュタイン)

161.46. 法務局の働きを強化するとともに日本での国内人権委員会設立に向けた努力を継続すること。(インドネシア)

161.47. パリ原則に適合した国内人権機構の設立プロセスを完了すること。 (カザフスタン)

161.48. 独立した国内人権機構及びその他の児童の権利を擁護する機構を設立すること。(イラク)

[児童の権利を確保するための努力は継続していく ものの、現在のところ「その他の児童の権利を擁護 する機構」を設立することは考えていない。]

161.49. パリ原則に適合した国内人権機構を設立し、 外国人に対するあらゆる形態の差別を撤廃するこ と。(スーダン)

161.50. 人権を担当する国内機構の強化を継続すること。(モロッコ)

161.51. 全てのレベルにおいて、人権についての啓発 と教育を行う努力を継続すること。(モロッコ)

161.52. 既存の人権教育事業の短期的及び長期的影響を計測する効果的なツールの開発を進めること。(イスラエル)

161.53. 法執行官への人権教育を拡大すること。(ベトナム)

161.54. 法執行官が各自の業務分野に関連する人権基準について敏感になり、訓練するよう一層努力すること。(カタール)

161.55. 公務員に対し、偏見及び差別的行為に対する ための差別禁止法及び基準の適用に関する効果的な 研修を提供すること。(バングラデシュ)

161.56. 人種差別表現に対するためのさまざまな法律上及び実務上の措置を導入すること。(ロシア)

161.57. 市民でない者に対する全ての形態の差別を禁止及び抑止する法律上の措置、並びに女性に対する暴力の原因となる固定観念を撤廃する法律を採択すること。(マダガスカル)

161.70. 性同一障害特例法の改正を含め、性的指向及び性自認に基づく差別に対する措置を講じること。(ニュージーランド)

161.74. ジェンダー、種族、肌の色、性的指向及び性自認などによるあらゆる種類の差別に対する措置の実施における進展を継続すること。(コロンビア)

161.76. 市民でない者に対する人種や民族に基づく差別を制裁する適切な法を効果的に適用し、全ての疑わしい事例を調査するなど差別に対する現在の努力を継続すること。(ガーナ)

161.77. 人種差別的及び外国人排斥の言説を禁止するための努力を強化すること。(サウジアラビア)

161.78. 人種的優位性及び憎悪を含む全ての形態の差別に対抗し、女性に対する固定観念を撤廃する効果的な措置を継続すること。(ウズベキスタン)

161.79. 出自が異なる人々に対するものを含む全ての 形態の差別を根絶する措置の実施を継続すること。 (キューバ)

161.80. 効果的に人種差別を撤廃する適切な措置を講じ、法を実施すること。(グアテマラ)

161.81. 効果的に法を適用し調査や、制裁措置をとることにより、人種や民族を理由に市民でない者を一部公共の場及び施設から締め出す行為を撤廃する適切な措置を講じること。(イラン)

161.82. 国内法に十分な人種差別の定義を盛り込むという課題に対応することを含め、人種差別に関するより積極的な政策を実施すること。(キルギス)

161.85. 差別とヘイトスピーチの問題について、特に

十分なリソースの割り当て及び学校での教育・啓発 プログラムを通じた対処を継続すること。 (マレー シア)

161.90. 日本企業が海外業務において人権尊重を考慮 することを確保するよう必要な措置を講じること。 (アルジェリア)

161.91. 人権理事会の採択した指導原則に準じた、ビジネスと人権に関する国内行動計画を作成する可能性を検討すること。(チリ)

161.92. 日本に本社を置く多国籍企業が人権を侵害しないことを確保するようビジネスと人権に関する国連指導原則の実施に関する国の作業計画を作成すること。(エジプト)

161.93. 日本に本社を置く多国籍企業の商業活動が及 ぼす人権及び環境への影響を評価するため、国連指 導原則に適合する国の規制枠組みを設定すること。 (ハイチ)

161.94. 多国籍企業の人権侵害予防に関する国連指針に準じる国内行動計画を採択すること。(ケニア)

161.116. 国際組織犯罪防止条約及び人身取引議定書 を適切に国内実施するための努力を続けること。(パ キスタン)

161.117. 人身取引と闘い続けること。(セネガル)

161.118. あらゆる形態の人身取引と闘い、防止するための法的保護の枠組みを強化し続けること。(シンガポール)

161.119. 特に女性及び児童を搾取から保護するために、人身取引対策の包括的な法的枠組みを策定することを含め、人身取引と闘うための取組を強化すること。(タイ)

161.120. 全ての人身取引事案について捜査、起訴及び適切な制裁措置を更に強化すること。(トルコ)

161.121. 特に女性及び児童の性的搾取に関係した人 身取引に対抗するための措置を強化すること。(ア ルジェリア)

161.122. 人身取引及び性的暴力の被害者による被害申告手続や保護サービスへのアクセスを向上させるために一層の努力を続けること。(アゼルバイジャン)

161.123. 人身取引に対する取組について一層努力し、

被害者の保護及び補償に関する具体的な行動計画を 制定すること。(ホンジュラス)

161.124. 斡旋業者、仲介業者及び雇用主による人権 侵害から移民を保護するために人身取引対策法を制 定すること。(ケニア)

161.125. あらゆる形態の暴力を訴追し制裁措置をとり、救済及び保護のための緊急手段への被害者のアクセスを確保することによって、外国人、マイノリティ及び先住民の女性に対する暴力に効果的に対処するために適切な措置を取ること。(イラン)

161.126. 全ての状況における体罰を法律で明確に禁 止すること。(モンテネグロ)

161.127. 全ての状況における体罰を明示的に禁止すること。(ザンビア)

161.128. ヘイトスピーチに関する国連人権メカニズムによる勧告に十分に配慮すること。(韓国)

161.139. 貧困削減及び持続可能な開発に向けた努力を強化すること。(東ティモール)

161.140. 働き過ぎによる死亡及び自殺を抑制することを目的として、労働時間の延長を制限する規制を強化すること。(ボツワナ)

161.141. 技能実習制度で実施される監査のフォローアップとして、労働基準違反を是正する具体的な措置を取ること。(ポルトガル)

161.142. 安全で健康的な労働環境という労働者の権利を保護する努力を続けること。(イラク)

161.144. 施設への収容、過度の医療化、並びに全ての人の権利、意思及び選択を尊重しない行為をもたらさない、地域に根差した人間中心の精神衛生サービス及び支援を開発すること。(ポルトガル)

161.146. 全ての人に就学への完全なアクセスを確保 し、とりわけ女性及び女児の教育への平等なアクセ スに関して、マイノリティ集団が直面する可能性の ある障壁を取り除くための努力を続けること。(パ レスチナ)

161.147. 女性及び女児のあらゆるレベルの教育への 平等なアクセスを促進すること。(東ティモール) 161.148. 女性及び女児のあらゆるレベルの教育への 平等なアクセスを促進し続けること。(ボスニア・ ヘルツェゴビナ) 161.149. 特に質の高い教育への女性及び女児のアクセスを改善し続けることを通じて、女性のエンハパワーメントを目的とした努力を強化すること。 (キプロス)

161.150. 社会権規約委員会及び人種差別撤廃委員会 による勧告に沿った形で、マイノリティの子供が差 別されることなく教育を受ける権利を享受すること を確保すること。(オーストリア)

161.152. ジェンダー平等の促進をさらに強化し、あらゆる形態の差別及び暴力から女性を保護すること。(ミャンマー)

161.153. 脆弱な集団、特に女性、児童並びに外国人を保護し続けること。(セネガル)

161.154. 特に「女性エンパワーメントのための男性 中心型の働き方改革」に重点を置いて、第4次男女 共同参画基本計画の効果的な実施を確保すること。 (バーレーン)

161.155. 第4次男女共同参画基本計画の実施によって、女性の権利の保護の促進、ジェンダー平等、ジェンダー平等社会の促進の努力を続けること。 (ブルガリア)

161.156. 男女共同参画基本計画の実施を継続すること。(キューバ)

161.157. ジェンダー平等の促進及び保護の努力を続けること。(アイスランド)

161.158. ジェンダー・エンパワーメント及び女性の 権利を国内で向上するための努力を進め、地域及び 地球規模での貢献を続けること。(インドネシア)

161.159. 特に雇用の分野において、ジェンダー平等 を促進するための法的枠組みを強化すること。(ベ ルギー)

161.160. 女性活躍推進法の成功裏の実施に注力し、 国内の女性雇用達成の経験のベストプラクティスを 共有すること。(ブルネイ)

161.161. 女性の管理職へのアクセスを含め、企業に対してジェンダー間の賃金格差を埋めるために積極的な措置を取るよう慫慂する努力を進めること。(アイルランド)

161.162. 関係政府機関及び民間企業が行動計画で表明した目標をよく確認するなどして、女性活躍推進

法の施行を継続すること。(イスラエル)

161.163. あらゆるレベルの教育に対する女性及び女児の平等なアクセスを促進するなど、女性差別撤廃に向けた努力を強化すること。(キルギスタン)

161.164. ジェンダー不平等に対処し、家庭内暴力及び性的搾取に対抗し、女性及び児童の権利を効果的に保護するために実効性のある措置を取ること。(中国)

161.165. 女子差別撤廃条約第1条に沿った形で女性差別の包括的な定義を採用すること。(スロベニア) 161.166. 女性の管理職へのアクセスを目指すことを含め、ジェンダー間の賃金平等を保証する努力をすること。(パラグアイ)

161.167. 積極的な雇用促進策及びこれを可能にする 調和策によって、職場における女性の存在に対する 支援を高めること。(スペイン)

161.168. ジェンダー間の賃金格差を解消するための 努力を強化すること。 (スーダン)

161.169. 男女共同参画基本計画及び女性活躍推進法の実効性のある実施を強化することによって、また、特に技能実習生をはじめとする外国人に対して妥当な賃金と安全な労働環境を確保することによって、差別のないディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事) を確保すること。(タイ)

161.170. 特に労働市場及び給与水準において、女性 差別の撤廃及び完全なジェンダー平等の導入に向け た努力を継続すること。(チュニジア)

161.171. ジェンダーに基づく賃金格差を減らす努力 を強化すること。(ベネズエラ)

161.172. ジェンダー・パリティを保ち、かつジェンダーに基づく差別を防止するために、男女共に同一労働同一賃金を確保する法令を制定すること。 (インド)

161.173. ジェンダー間の賃金格差及び意思決定プロセスへの女性の参画に関する先の UPR 勧告 151 及び 152 を実施する努力を継続すること。(ベナン)

161.174. 女性へのあらゆる形態の暴力に対抗し、暴力被害者の保護の促進に向けた支援環境を創出するための努力を継続すること。(アンゴラ)

161.175. 性的暴力を含め、女性及び児童に対する暴

力の根絶に向けた取組を継続すること。(キルギスタン)

161.176. 女性及び女児に対する性的搾取を撲滅する包括的取組を強化すること。(ラオス)

161.178. 特に、人身取引との闘いを中心に、児童及び女児に対する性的搾取の防止に特に力を注いで、ジェンダーに基づく暴力を防止し対抗するための措置を強化すること。(パラグアイ)

161.179. 同性カップルを含め、家庭内暴力の報告を全て調査すること。(東ティモール)

161.181. 被害者に対して虐待に対する支援、ケア及び救済を確保することによって、特に外国人、マイノリティ及び先住民の労働者へのドメスティック・バイオレンスに対抗するために既に実施されている前向きな取組を継続すること。(モルディブ)

161.182. 特に婚姻適齢を全員 18 歳に引き上げること など、男女間の不平等を縮小する措置を取ること。 (フランス)

161.183. 女性の婚姻の最低年齢を 18 歳に引き上げる こと。(アイスランド)

161.184. 政治、行政及び経済分野においてジェンダー 平等を促進するための措置の実施を継続すること。 (スリランカ)

161.185. 公共及び民間部門で意思決定に携わる立場にある女性、特にマイノリティの女性に重点を置いて、男女間の実質的平等の達成を加速するための努力を続けること。(パレスチナ)

161.186. 体罰の禁止を含め、児童に対する暴力に対抗するための努力を進めること。(ロシア)

161.187. 児童に対する暴力を包括的に抑制することによって、児童の福祉を増進するための行動を取り続けること。(セルビア)

161.188. 非嫡出子の社会的及び法的立場に関する差別的な規定を全て修正すること。(アルゼンチン)

161.189. 法整備を含め、児童の保護及び福祉活動を強化するための計画を継続すること。(ブータン)

161.190. 児童の権利に関する条約に従って、両親共に日常的に子供と人間関係を維持し直接連絡を取ることができるような法的強制力のある子供との面会交流制度を導入すること。(カナダ)

161.191. 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 条約 (ハーグ条約) を実施する努力を強化すること。 (イタリア)

161.192. 政府による「子供の性被害防止プラン」(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)の実施、並びに被害者の支援及びリハビリを継続すること。(スリランカ)

161.193. 児童の性的搾取、児童ポルノ及び児童買春に対抗するための努力を一層行い、性的搾取の被害者への支援を行うこと。(スウェーデン)

161.194. 児童の性的搾取対策のための措置を通じ、2017 年 4 月に採択されたプランを実施することにより、性的虐待及び性的搾取から児童を保護するための努力を続けること。(チュニジア)

161.195. 児童の性的搾取に対抗するための優先事項に注力し続けること。(ベラルーシ)

161.196. 児童の性的搾取に関する犯罪を捜査及び起訴する努力を続けること。(ペルー)

161.197. 国家的努力に沿った形で障害者権利条約の 実施を確保すること。(ラオス)

161.199. 障害者権利条約の実施を強化するために、 障害者に対するスティグマ (汚名) 払拭に必要な改 革を実施すること。(ウガンダ)

161.200. 障害者の権利を促進し差別を撤廃するための努力を続けること。(ブルネイ)

161.201. 教育、健康、仕事及び公共スペースへのアクセスを提供し、あらゆる形態の暴力及び差別から保護することによって、障害者の立場を向上させ続けること。(ミャンマー)

161.202. 全ての障害者の有意義な社会参加を支援し促進するために必要な既存プログラムの拡大及び新プログラムの導入を継続すること。(シンガポール) 161.203. 精神障害者が医療サービスの恩恵を受けられるようにする努力を促進し続けること。(リビア) 161.204. 国内法の規定に従って、民間事業部門に障害者雇用関連措置の実施を継続するよう慫慂し続けること。(セルビア)

161.206. 移住労働者の権利を保護し促進するための努力を続けること。 (ネパール)

161.207. 虐待及び搾取の事案をなくすために、移住

労働者の法的保護を強化すること。(ウガンダ)

161.208. 技能実習制度に参加する移住労働者が日本 政府の国際的な義務にふさわしい保護及び支援を完 全に受けられるよう、技能実習制度の監督を強化し 続けること。(英国)

161.209. 虐待が疑われる移住労働者の雇用主が適切に起訴されることを確保すること。(バングラデシュ)

161.210. 移住労働者及びその家族の状況を改善する 努力を続けること。 (コートジボワール)

161.211. 移住労働者を含む脆弱な集団の人権保護に関する意識向上をさらに図ること。(エチオピア)

161.212. 外国人労働者、特に女性の外国人労働者の 労働環境を改善し、日本社会への統合を高める措置 を継続すること。(ベトナム)

161.213. 国際法に則った公平で効果的かつ透明性の 高い難民認定プロセスの実施を確保すること。(ケ ニア)

161.214. 福島の高放射線地域からの自主避難者に対して、住宅、金銭その他の生活援助や被災者、特に事故当時子供だった人への定期的な健康モニタリングなどの支援提供を継続すること。(オーストリア)[「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」などに基づき、必要な支援を行っている。また、福島県は、県民健康調査などを行っている。]

161.215. 男性及び女性の両方に対して再定住に関する意思決定プロセスへの完全かつ平等な参加を確保するために、福島第一原発事故の全ての被災者に国内避難民に関する指導原則を適用すること。(ポルトガル)

[我が国は指導原則の趣旨は尊重しており、男性及び女性のプロセスへの参加を確保すべく尽力していく。]

161.216. 特に許容放射線量を年間1ミリシーベルト 以下に戻し、避難者及び住民への支援を継続するこ とによって、福島地域に住んでいる人々、特に妊婦 及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊 重すること。(ドイツ) 161.217. 福島原発事故の被災者及び何世代もの核兵器被害者に対して、医療サービスへのアクセスを保証すること。(メキシコ)

[我が国においては、国民皆保険制度により、何人も医療サービスへのアクセスが保障されている。また、広島及び長崎における原子爆弾の被爆者に対しては、原子爆弾被爆者援護法に基づく追加の支援を実施している。(なお、原子爆弾の被爆二世については、原子爆弾の放射線による遺伝的影響があるという科学的知見は得られていないため、被爆者と同様の支援を検討することは考えていない。)]

6 - 2「留意する」勧告(72)"note" 6 - 2 - 1「部分的にフォローアッフプする ことに同意する」勧告

"partially accept to follow up"

161.3. 自由権規約第二選択議定書、並びに拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)選択議定書に加入すること。(スロベニア)

[我が国の立場は、UPR 作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである(パラ 147)。日本は、市民的及び政治的権利に関する国際規約第二議定書を除く人権条約を締結することを検討する。]

161.9. 自由権規約、女子差別撤廃条約、拷問等禁止 条約及び障害者権利条約の選択議定書を締結するこ と。(グアテマラ)

「161.3. を参照。]

161.48. 独立した国内人権機構及びその他の児童の権利を擁護する機構を設立すること。(イラク)

161.68. 包括的な法律の採択及び啓発活動の活用など、全ての形態の差別を防止し対抗するよう努力を強化すること。(イタリア)

「161.59. を参照〕

161.69. 異なる先住民との協議などを通じ、マイノリティ及び先住民への差別を回避及び防止する措置の実施を継続及び深化すること。(パラグアイ)

「我が国として「先住民族」と認識している人々は

アイヌの人々以外には存在しない。

161.71. 性的指向に基づく差別の撤廃に関する前向きな進展を継続し、国レベルで同性婚を承認すること。(スイス)

[国レベルで同性婚を承認することは、我が国の家族の在り方に重大な影響を与えることから慎重な検討を要する。]

161.73. 同性婚の公式な承認を国レベルに拡大するなど、地方自治体及び民間企業が性的指向及び性自認に基づく差別を撤廃するための努力を促進すること。(カナダ)

「161.71. を参照。〕

161.84. 人種、種族、性的指向及び性自認を理由とする差別を禁止する法律を導入するなど、効果的にヘイトスピーチに対処し、マイノリティの権利を保護するための一層の措置を講じること。(オーストラリア)

「161.59. を参照。〕

161.198. 自由を奪われた障害者の安全及び個人の統合性を守るために、障害者権利条約第14条に関する委員会のガイドラインに従うことを含め、同条約の義務を完全に履行すること。

[我が国は、委員会の指針それ自体には法的拘束力はないものの条約実施に当っての参考であると認識しつつ、「障害者権利条約第 14 条に関する委員会のガイドラインに従うことを含め」の文章を除きフォローアップすることに同意する。]

161.205. アイヌ、琉球及び部落民などの少数種族が 経済的、社会的及び文化的権利を完全に享受できる ように措置を強化すること。(ペルー)

[161.69. を参照。]

6-2-2 「留意する」 勧告 "note"

161.1. 国際人権条約への既存の留保の撤回を検討すること。(ウクライナ)

[我が国の立場は、政府報告(A/HRC/WG.6/28/JPN/1)で述べたとおりである(パラ87~90)。] 161.26. 集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約(ジェノサイド条約)を締結すること。(アルメニア) 161.30. ILO 第 169 号条約(独立国における原住民

及び種族民に関する条約)を締結すること。(グア テマラ)

[我が国では、憲法により、人種による差別の禁止 も含む法の下の平等が規定されている。しかしなが ら、条約の批准については、我が国の実情に照らし て、慎重に検討を加える必要がある。]

161.58. ヘイトスピーチを明示的に禁止し、あらゆる 合意によらない性行為を処罰するため、女性、非嫡 出子、種族的または民族的マイノリティ、LGBTIの 人々に対する差別的な法規定を撤廃すること。(メ キシコ)

[性犯罪の罰則規定に差別的な規定は存在しない。] 161.59. 年齢、ジェンダー、宗教、性的指向、種族又は民族に基づく全ての形態の直接的及び間接的差別の禁止を確保する目的で、差別の包括的な定義を含む、幅広く適用可能な差別禁止法を採択すること。(オランダ)

[我が国の立場は、政府報告 (パラ11) 及び UPR 作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである (パラ85)。]

161.60. 幅広く適用可能でヘイトスピーチを効果的に 刑罰化する差別禁止法を成立すべく法改正するこ と。(シエラレオネ)

[161.59.を参照。]

161.61. 年齢、ジェンダー、宗教、性的指向、種族などに基づく差別を禁ずる法律を制定し、ジェンダー平等を確保する必要な措置を講じること。(ノルウェー)

[161.59. を参照。]

161.62. 差別禁止法の実施を改善するプロセスを継続すること。(コートジボワール)

161.63. 年齢、人種、ジェンダー、宗教、性的指向、 種族又は民族に基づくあらゆる直接的及び間接的差 別を禁止し制裁する包括的な差別禁止法を採択及び 実施すること。(ドイツ)

[161.59. を参照。]

161.64. 日本国憲法第 14 条第 1 項に基づき、特に外国人に対する全ての形態の差別を禁止する差別禁止法を公布すること。(ハイチ)

「161.59. を参照。〕

161.65. 国際的義務及び基準に即して、性的指向及び 性自認などを理由とする差別に対する包括的な法律 を採択すること。(ホンジュラス)

[161.59. を参照。]

161.66. 幅広く適用可能な差別禁止法を採択すること。(イラク)

「161.59. を参照。〕

161.67. 被害者を保護する十分で相応の罰則を伴う差別禁止法を採択すること。(ケニア)

[161.59. を参照。]

161.72. LGBTI の人々の権利を保護及び促進する包括的な差別禁止法を実施すること。(米国)

「161.63. を参照。〕

161.75. 性的指向及び性自認を含むあらゆる理由に基づく差別からあらゆる人を平等に保護する包括的な差別禁止法を迅速に導入すること。(アイルランド) [161.59. を参照。]

161.83. 人種差別撤廃条約に適合する、人種差別の十分な定義を盛り込んだ人種差別に関する包括的な法律を採択すること。(ボツワナ)

「161.59. を参照。〕

161.89. いわゆる「慰安婦」問題を含め、将来世代が 歴史の真実を学ぶことを確保するよう努力するこ と。(韓国)

「161.88.を参照。

学習指導要領は学校が編成する教育課程の大綱的な基準であり、個別具体の事項を示すものではないため、「慰安婦問題」を学習指導要領で扱うことは考えていない。 歴史教育について、我が国の立場は第2回 UPR 作業部会報告書のアデンダム(A/HRC/22/14/Add.1)で述べたとおりである(パラ147.158.b)。」

161.111. 受刑者の処遇が国際的な規範及び基準に沿ったものになるように刑務所の環境を改善すること。(スペイン)

[我が国の立場は,UPR 作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである (パラ 148)。]

161.112. 医療や歯科治療、冬の暖房、夏の冷房、及び栄養価の高い食事の提供に関して、全ての受刑者

の処遇を改善すること。(スウェーデン)

[161.111.を参照。]

161.113. 国際的に認められた基準及びガイドライン に沿ったものとなるように刑務所の環境を改善する こと。(ザンビア)

「161.111. を参照。〕

161.114. より良質で時宜を得た医療及び歯科治療の 提供、刑務所内の冬の気温に耐えるための適切な措 置、被収容者への食事の増量などによって収容環境 を改善するために、然るべき国連被拘禁者処遇最低 基準規則に従うこと。 (カナダ)

「161.111. を参照。]

161.115. 刑務所及び収容環境を、ネルソン・マンデラルールを含む国際人権規範及び基準に沿ったものにすること。(デンマーク)

[161.111.を参照。]

161.134. 宗教的マイノリティの代表者の私生活を監視し干渉する行為をやめること。(ロシア)

[我が国は、宗教的プロファイリングに該当し得る 活動は行っていない。]

161.135. 被収容者の権利を保証するなど、国の司法行政制度を改善し続けること。(ロシア)

[現在の身柄拘束に関する制度について、これを改善すべき事項があるとは考えていない。]

161.138. 生活費を賄うのに十分な資力を保証するために、各団体の代表者と協議して高齢者のために基礎的な年金制度の改善を検討すること。(ハイチ)

[公的年金制度について、財政的持続性の確保を最優先の目標にしつつ、将来世代を含めた給付水準の確保のために、引き続き必要な見直しを検討する。] 161.145. 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金制度」を地方自治体所管の学校を含めて国内の全ての学校に拡大することを確保すること。(ポルトガル)

[当該制度は,地方自治体所管の学校にも適用されている。対象となる学校については,法令で定めている。]

161.177. 性交同意年齢の引上げ及び配偶者間の強姦の禁止のため、刑法を追加的に改正すること。(ニュージーランド)

[18 歳未満の児童に対する淫行は、被害者の同意の有無にかかわらず、児童福祉法等の法令による処罰対象である。配偶者間の強姦は、刑法の処罰対象である。]

161.180. ドメスティック・バイオレンス防止法の範囲を同居カップル以外の状況にも拡大することによって、また配偶者間の強姦を明確に犯罪化することによって、性的暴力から女性を保護すること。(ベルギー)

[配偶者間の強姦は、刑法の処罰対象である。]

6-2-3 「受け入れない」 勧告 "not accept"

161.4. 法律上死刑を廃止することを検討し、自由権規約第二選択議定書の締結を進めること。(アルゼンチン)

[我が国の立場は、UPR 作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである(パラ 147)。]

161.5. 死刑廃止を目指して自由権規約第二選択議定書を締結すること。 (モンテネグロ、スペイン、スウェーデン、トーゴ)

[161.4. を参照。]

161.6. 死刑廃止を目指して自由権規約第二選択議定 書を締結し、その間は死刑執行モラトリアムを導入 すること。(クロアチア)、直ちに死刑執行モラトリ アムを正式に導入し、死刑廃止を目指して自由権規 約第二選択議 定書を締結すること。(ドイツ)

「161.4. を参照。〕

161.7. 死刑適用にモラトリアムを導入し、自由権規約第二選択議定書の締結を検討すること。(モンゴル)

[161.4. を参照。]

161.8. 自由権規約選択議定書の締結及び、死刑廃止を目指して第二選択議定書の締結を検討し、検討中は、死刑廃止を目的として正式な死刑執行モラトリアムを宣言し、死刑を自由刑に切り替えること。(ウルグアイ)

[161.4. を参照。]

161.31. 核兵器禁止条約を署名すること。(グアテマラ)

[日本として核廃絶の目標は共有する。他方、核兵器禁止条約は、現実の厳しい安全保障環境を踏まえておらず、核兵器国や核の脅威に晒されている非核兵器国の支持も得られていない。核兵器廃絶に向けたアプローチの異なるこの条約に署名することはできない。]

161.86. 在日韓国・朝鮮人(Koreans)に対する差別 や嫌がらせを許容するあらゆる国の政策及び規則を 廃止すること。(北朝鮮)

[在日韓国・朝鮮人に対する差別や嫌がらせを許容する国の政策や規則は存在しない。]

161.87. 性奴隷を含む過去の人道に対する犯罪に関する法的な国家責任を全面的に受け入れ誠実に対処するための措置を講じること。(北朝鮮)

[我が国の立場は、UPR 作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである (パラ 157 ~ 159)。]

161.88. 歴史と正面から向き合い振り返り、「慰安婦」 問題につき誠実に謝罪し、被害者に補償し、これに 関して公衆の知る権利を確保すること。(中国)

[我が国の立場は、UPR 作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである (パラ 154, 157 \sim 159)。]

161.95. 最終的に死刑を廃止する目的で執行モラトリアムの適用を検討すること。(キプロス)、死刑を全面的に廃止する目的で死刑執行モラトリアムの導入を検討すること。(イタリア)

「161.4. を参照。〕

161.96. 死刑廃止に向けた最初の段階として執行モラトリアムの導入を検討し、全ての死刑を自由刑に切り替えること。(モルドバ)

[161.4. を参照。]

161.97. 正式な執行モラトリアムを導入するための措置を直ちに取り、死刑の全面廃止に向けた具体的な対応を取ること。(ノルウェー);法律上の執行モラトリアムを導入するための措置を取り、死刑廃止に向けた具体的な段階を経ること。(ルワンダ)

[161.4. を参照。]

161.98. 死刑廃止のために必要な措置を取り、執行モラトリアムを導入すること。(ベネズエラ)

[161.4. を参照。]

161.99. 完全な廃止に向けた最初の段階として死刑行 使モラトリアムを導入し、最終的に廃止することを 目的として死刑に関する幅広い公共の議論を始める こと。(ニュージーランド);死刑の最終的な廃止の ため、正式なモラトリアムを開始し、この問題に関 する議論を促進すること。(フランス);廃止を目的 として死刑行使モラトリアムの導入に関する国民的 議論を行うこと。(メキシコ)

[161.4.を参照。死刑制度に関する議論については、 国民世論の趨勢を見ながら対応すべきものと考えて いる。死刑制度については、国民の多数が極めて悪 質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考 えており、特別に議論する場所を設けることは現在 のところ考えていない。]

161.100. 正式な執行モラトリアムを導入し、全ての 犯罪について死刑を廃止すること。(アイスランド); 正式な執行モラトリアムを導入すること。(ベル ギー);死刑廃止を目的として執行モラトリアムを 直ちに導入すること。(スウェーデン);執行モラト リアムを導入し、最終的に死刑を廃止すること。 (フィンランド);死刑の最終的な廃止に向けて進む ことを目的として新たな死刑モラトリアムを適用す ること。(スペイン);次期 UPR までに死刑を廃止 することを目的として、死刑の適用におけるモラト リアムを導入すること。(ブラジル);国際人権基準 に沿った形で、死刑廃止に向けた最初の段階として 正式な死刑執行モラトリアムを直ちに導入し、死刑 は全て自由刑に切り替えること。(オランダ);死刑 モラトリアムを直ちに実施すること。(デンマーク); 死刑の運用の完全な廃止への第一段階として、また、 日本国民に対し、適切な法施行があれば、国家をし て死刑を執行せしめる必要がないと再保証する手段 として、死刑行使モラトリアムを導入すること。(豪 州)

[161.99. を参照。]

161.101. 被害者及び被害者家族への最適な支援に向けて取り組む一方で、モラトリアムを導入し、死刑廃止に関する公共の議論を促進すること。(英国) [161.99. を参照。ただし、モラトリアムの導入等に かかわらず、被害者等の支援は適切に行っている。] 161.102. 死刑廃止を検討すること。(東ティモール) [161.4. を参照。]

161.103. 死刑廃止及び執行モラトリアムの即時実施を検討すること。(リヒテンシュタイン)

[161.4. を参照。]

161.104. 死刑廃止に向けて前進すること。(コロンビア)

「161.4. を参照。]

161.105. 死刑を廃止すること。(パラグアイ、ポルトガル)

「161.4. を参照。〕

161.106. 死刑を廃止し、単独室収容を厳しく制限すべく、刑務所規則を修正すること。(パナマ)

「161.4. を参照。]

161.107. 死刑が言い渡された事案において義務的上訴制度を導入すること。 (スイス)

[我が国では、三審制の下、上訴権が広範に認められ、現に、多数の死刑事件で上訴がなされていること、上訴の意思のない者に上訴審の負担を負わせる問題点などに鑑みれば、死刑事件の上訴を義務的とする制度を設けるべきではないものと考えている。]

161.108. 特に上訴請求又は再審査請求による執行停止の効力を保証することによって、死刑を言い渡された者の権利の保護を確保すること。(フランス)

[我が国では、被告人に上訴権が保障され、裁判確定まで死刑は執行されない。再審事由の有無等について慎重に検討し、これらがないと認めた場合に死刑執行命令を発することとしている。仮に、再審請求により執行停止の効力を確保する制度を設けると、死刑確定者が再審請求を繰り返す限り刑の執行をなし得ず、妥当ではない。]

161.109. 死刑の改革について情報に基づいた議論を 促進するために、包括的な検討及び提言を行う公的 機関を指定すること。(オーストリア)

[161.99. を参照。]

161.110. 死刑政策を見直すこと、死刑行使モラトリアムをよく検討すること、及び将来的な死刑行使について公共の議論を行うこと。(カナダ)

「161.99. を参照。〕

161.129. メディアの独立性を確保するための法的手段を含む包括的措置(をとること。)(ロシア)

[我が国の立場は、UPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである。(パラ 91)]

161.130. 放送メディアを統制する法的枠組みを見直 し、とりわけ政府は放送法第4条を見直して廃止す ること。(米国)

[161.129. を参照。]

161.131. 放送メディアを規制する独立した行政機関を設立すること。(米国)

「161.129. を参照。〕

161.132. 放送メディアを統制する現行の法的枠組みを見直すなどしてメディアの独立性を保証し続け、政府による過度の干渉に関する法的根拠を取り除いてメディアの独立性を強化し続けること。(オーストリア)

[161.129. を参照。]

161.133. 自由で独立したマスメディアの活動に必要な状況を生み出すために必要な措置を取ること。(ベラルーシ)

「161.129. を参照。〕

161.136. 代替収容制度の廃止に向けた第一段階として、被告人に対し、弁護士への速やかなアクセスを認め、訴追(charge)されないままの勾留期間を最長 48 時間に制限すること。(スイス)

[我が国の立場は UPR 作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで 述べたとおりである (パラ 14 及び 153)。現行制度においても、身柄拘束中の者は、いつでも直ちに弁護人にアクセスする権利を有する。そして、我が国では、厳格な司法審査を経て被疑者の勾留が行われており、その期間は短い。我が国では、被疑者の人権保護のための多種多様な努力を重ねている。]

161.137. 代替収容制度(いわゆる「代用監獄」)の徹底的な見直しを目的として、司法・刑事手続の分野において現在進行中の改革を継続すること。(フランス)

[161.136 を参照。]

161.143. 特に健康問題において、被爆二世に対する

被爆者援護法の適用拡大を検討すること。(コスタリカ)

[被爆二世については、現在までのところ、原子爆弾の放射線による遺伝的影響があるという科学的知見は得られていないため、被爆二世に対する原子爆弾被爆者援護法の適用拡大を検討することは考えていない。]

161.151.「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金制度」を朝鮮学校に通う子供に拡大する措置を取り、関連する国連条約体の勧告に従って朝鮮学校の平等な取扱いを確保すること。(北朝鮮)

[我が国の立場は、UPR作業部会報告書に記録されたインタラクティフブ・ダイアログで述べたとおりである(パラ 155)。就学支援金の適用に当たっては、法令に基づき公正に判断しており、朝鮮学校を差別するものではない。]

7. おわりに

UPRの第1回対日審査、第2回対日審査及び第3回対日審査において、フォローアプを受け入れ続けている勧告がいくつかある。その主なものは、「人権条約と選択議定書」(自由権規約第一選択議定書(個人通報制度)や女性差別撤廃条約選択議定書)の批准の検討、(パリ原則に沿った、独立性のある)国内人権機関の設置、市民社会との対話で実現である。つまり第1回の対日審査から10年ぐらい経た現代においても、フォローアップを受け入れている勧告のままなのである。第3回日本政府報告では、以下のような説明がなされている。

自由権規約第一選択議定書、女子差別撤廃条約選択議定書等に定める個人通報制度については、「人権諸条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると認識している。同時に、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題につき、政府部内で検討を行っており、2010年4月には、外務省内に人権条約履行室を立ち上げた。2016

年8月には、第19回個人通報制度関係省庁研究会を開催した。政府としては、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、本件につき引き続き真剣に検討を進めていく。」としている。

国内人権機構の設立に関しては、「新たな人権救済機関を設置するための人権委員会設置法案が、2012年11月、第181回国会に提出されたが、同月の衆議院解散により廃案となった。人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。」としている。

市民社会との対話の実現に関しては、4節での記述を参照のこと。

また差別禁止法の制定(実施)に関しては『あらゆる差別の予防や差別規定の排除に関し、我が国は、憲法第14条第1項において、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と定め、不合理な差別を禁止している。』としている。憲法があるから、「差別禁止法」は制定しないとの考えである。「差別されない」と「差別を禁止する」の意味に差異を見出さない『差別』観の正統性はどこにあるのだろうか。

フォローアップを受け入れた勧告の重要なものは、ほとんどのものが「検討中」となっていて、「フォローアップすることに同意する」ことが「検討中」に止まることで、「普遍的・定期的審査」をクリアーしたとなるのが、日本国政府の人権政策の核心になっているようである。日本国政府は、「フォローアップすることを受け入れる」と表明しているだけで、『勧告を受け入れる』との表現はないのである。「フォローアップすることを受け入れる」の中に、「留意し検討する」も入ってしまっているのだ。日本国政府が勧告をどう受け止めているのかは、明確ではないのである。日本国は「第二次世界大戦以降、民主主義・自由・人権・法の支配といった基本的価値を重視している」そうである。

参考文献

齋藤行博「普遍的・定期的レビュー (UPR) 第三回日本政府審査について」『刑政』129 (8) .pp.32-39, 2018.

椎野信雄「国連人権理事会の普遍的定期的審査制度から見た日本国政府の人権政策の趨勢について」『文教大学国際学部紀要』(第28巻第2号)(2018年1月)pp.39-64.

反差別国際運動・反差別国際運動日本委員会『国連と日本の人権 NGO から見た普遍的定期審査(現代世界と人権)』解放出版社、2009.

星野英一「国連へのアプローチ:国連人権理事会普遍的定期審査 UPR 活動報告(特集 新基地建設阻止の展望:結んで拓く)」『けーし風:新沖縄フォーラム』(95),pp.22-26, 2017.

注

(以下の URL の閲覧日: 2018 年 10 月 10 日) ¹ 椎野 2018, pp.44-46. を参照。

「国連人権理事会の制度構築」普遍的定期的 審査手続 A/HRC/Res/5/1

http://www.unic.or.jp/files/5 1.pdf

http://www.refworld.org/docid/4ae9acbb

http://ci.nii.ac.jp/els/contents1100070581 91.pdf?id=ART0008988715

http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/hr_bodies/hr_council/

2 UPR 第3回政府報告

 $https://documents-dds-ny.un.org/doc/UN\\DOC/GEN/G17/255/92/PDF/G1725592.\\pdf?OpenElement$

http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/00029 7319.pdf (A/HRC/WG.6/28/JPN/1)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/00029 7320.pdf(仮訳)

別添

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/0002 97412.pdf (Annex)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/00029 7413.pdf(仮訳)

³ 質問は、the extranet of the universal periodic review で、入手可能。

https://extranet.ohchr.org/sites/UPR/Pages/default.aspx

4 作業部会報告書

 $\label{eq:https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G18/002/35/PDF/G1800235.} DOC/GEN/G18/002/35/PDF/G1800235. pdf?OpenElement$

(A/HRC/37/15) 2018.1.4

Japan (Draft report circulated on 16 Nove mber 2017)

Japan (Report after adoption)

Japan (draft report circulated on 24 Nove mber 2017 during the ad-referendum peri od)

(A/HRC/WG.6/28/L.12)

外務省・人権外交「UPR 第3回日本政府審 査結果概要 |

https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22 002899.html

「日本政府冒頭発言」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/0003 07977.pdf(日本語)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/0003 08016.pdf(英語)

「日本政府総括発言」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/0003 07976.pdf(日本語)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/0003 08018.pdf(英語)

OHCHR が作成した国連文書の要約 (A/HR C/WG.6/28/JPN/2)

https://documents-dds-ny.un.org/doc/ UNDOC/GEN/G17/257/44/PDF/G172574 4.pdf?OpenElement

OHCHR が作成した NGO からの情報の要約 (A/HRC/WG.6/28/JPN/3)

https://documents-dds-ny.un.org/doc/UN

DOC/GEN/G17/245/42/PDF/G1724542.p df?OpenElement

外務省・人権外交「UPR(普遍的・定期的 レビュー)の概要」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/upr_gai.html

インタネット中継: Japan Review - 28th Session of Universal Periodic Review(UN Web TV)

http://webtv.un.org/search/japan-review-28th-session-of-universal-periodic-review/5644308605001/?term=&lan=english&page=440

- 5 結果文書 (第 37 回人権理事会本会合) https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/0003 46501.pdf (英文) (A/HRC/37/15) https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/0003 46504.pdf (仮訳)
- 6 勧告に対する日本国政府の対応(2018.3.1.) Addendum: http://ap.ohchr.org/documen ts/dpage_e.aspx?si=A/HRC/37/15/Add.1 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/0003 46500.pdf(A/HRC/37/15/Add.1)https:/ /www.mofa.go.jp/mofaj/files/000346502. pdf(仮訳)
- 7 日本政府冒頭発言
- 8 外務省・UPR 第3回日本政府審査結果概要
- http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/UP R/Pages/JPIndex.aspx
- Japan's human rights record to be review ed by Universal Periodic Review https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=2314 5&LangID=E
- 11 「人権関係諸条約一覧」 http://imadr.net/wordpress/wp-content/ uploads/2012/10/u extra 3.pdf
- 12 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/0003 46502.pdf (仮訳)